

議第 3 4 号 呉市地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられること及びこれらに係る軽減税率制度が実施されることに伴い、所要の規定の整備をするものです。

2 改正の内容

(1) 施設に係る使用料の改定

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）の施行により、平成 31 年 10 月 1 日から消費税及び地方消費税を合わせた税率が 8 パーセントから 10 パーセントに引き上げられることに伴い、呉市地方卸売市場の施設に係る使用料の額を改定するものです。

(2) 消費税の軽減税率制度導入に伴う規定の整備

消費税及び地方消費税の税率の引上げと同時に、消費税の軽減税率制度が実施され、所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）附則第 34 条第 1 項第 1 号に規定する飲食料品（以下「軽減対象資産」といいます。）については、軽減税率（消費税及び地方消費税を合わせた税率 8 パーセント）が適用されることとなります。

これに伴い、呉市地方卸売市場で主に取引をされる軽減対象資産（生鮮食料品）の卸売価格に係る税率は軽減税率である 8 パーセントが、軽減対象資産以外のもの（生花など）の卸売価格に係る税率は通常の 10 パーセントが適用されることから、所要の規定の整備をするものです。

【参考】軽減税率の対象又は対象外となる取扱品目の例

対象（8%）	対象外（10%）
野菜，果物，生鮮魚介類，冷凍や塩干海産物など	生花，飲食用以外の氷，箱（発泡スチロール等を含む。）など

3 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日